

第 25 回

農業委員会総会議事録

平成 25 年 7 月 30 日(火)

幕別町農業委員会

第 25 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 25 年 7 月 30 日 (火) 午後 2 時 00 分から午後 2 時 41 分まで

2 開催場所 幕別町役場 5 階会議室

3 出席委員 (22 名)

会長	25 番	杉坂	達男
会長職務代理者	24 番	谷内	雅貴
委員	1 番	国枝	隆幸
	2 番	香西	浩志
	3 番	前川	厚司
	5 番	大道	健實
	7 番	石川	雅洋
	8 番	尾藤	欣二
	9 番	向井	知己
	10 番	杉本	義昭
	11 番	鯖戸	英明
	12 番	田邊	忠幸
	14 番	鬼頭	良市
	13 番	高橋	秀樹
	15 番	東口	政秋
	16 番	蛭原	一治
	17 番	森	勤子
	18 番	中島	孝
	19 番	白木	孝和
	20 番	岡崎	稔
	21 番	宗廣	武夫
	22 番	加藤	宏
	23 番	齊藤	一男

4 欠席委員 (1 名) 6 番 小原喜久雄

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員の指名
- 3) 選任委員の就任について
- 4) 諸般の報告
- 5) 報告

第 1 号	南十勝農業委員会会長・会長職務代理者・事務局長研修会について
第 2 号	担当地区割及び専門部会の一部変更について
第 3 号	農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
第 4 号	農地法第 4 条の規定による許可について
第 5 号	農地法第 5 条の規定による許可について
第 6 号	農地等一時転用に係る復元状況の報告について
第 7 号	農地基本台帳整備に係る現況地目の確認について

5) 議案

第1号	農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について
第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
第3号	農地法第4条の規定による許可申請について
第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
第5号	現況証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋 宏邦
忠類支局長	天羽 徹
農地振興係長	鯨岡 健
忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
農地振興係主査	佐瀬 洋美
農地振興係主事補	川本 貴士

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますから、ただ今から第25回農業委員会総会を開催いたします。
議長	次に議事録署名委員の指名を行います。会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきます。議事録署名委員に1番国枝委員、2番香西委員を指名いたします。
議長	次に「選任委員の就任について」を議題といたします。この度幕別町農業協同組合の常務理事の改選がありまして、齊藤正孝氏が勇退され、新たに前川厚司氏が幕別町農業協同組合の推薦を受け、7月30日付けで幕別町より農業委員に選任されました。ここにご紹介いたします。それでは前川委員自己紹介をお願いいたします。
前川委員	みなさんこんにちは、この度幕別農協より選任されました前川です。地区は明倫です。何分こういう大きな役職を頂きまして、何をしたらいいか分かりませんが、おかげさまで8月の9日に事務局の方から新人の研修をしてもらうことになっております。そこで、何とか色々覚えて皆さんの足を引っ張らないよう頑張りたいと思っておりますので、皆様のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ですけども挨拶に代えさせていただきます。
議長	ありがとうございます。次に議席の指定であります。議席の指定は、農業委員会会議規則第7条第2項の規定により、欠員補充等により新たに就任した委員の議席は、その委員が最初に出席すべき会議において議長が定めることになっております。従いまして、前川委員の議席は、現在着席しております3番を指定いたします。よろしく申し上げます。
議長	次に諸般の報告を申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、6番小原委員より欠席する旨の届出がございましたので報告いたします。

議長	次に、報告第1号「南十勝農業委員会会長・会長職務代理者・事務局長研修会について」を議題といたします。事務局から報告をいたします。
事務局	「南十勝農業委員会会長・会長職務代理者・事務局長研修会について」報告いたします。資料は、配布しておりませんので口頭で報告いたします。この研修会は、南十勝農業委員会連絡協議会主催により、去る7月22日に大樹町において開催され、杉坂会長、谷内代理、私の3名が出席しました。協議事項では、来年度以降の研修会のあり方について協議され、研修内容の充実を図りながら今後も継続することとなりました。また、情報交換では、政府・与党の農業・農村所得倍増目標10カ年戦略から農地中間管理機構の整備活用についてならびに日本型直接支払制度について意見交換がなされました。以上簡単ではございますが報告とさせていただきます。
議長	報告第1号について、何かご質問等ございませんか。 (発言なし)
議長	発言がないようですから、以上で報告第1号を終わります。
議長	次に、報告第2号「担当地区割及び専門部会の一部変更について」を議題といたします。事務局から報告第2号の説明をいたします。
事務局	報告第2号「担当地区割及び専門部会の一部変更について」今回、新たな委員の選任に伴い、担当地区について変更となりますのでご報告いたします。前齊藤正孝委員に担当して頂いた幕別市街地区を、そのまま引き継いで頂くこととなります。また、専門部会におきましても、前齊藤正孝委員に担当して頂いた農政部会をそのまま担当して頂くこととなりますのでご報告いたします。
議長	報告第2号について、説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですから、報告第2号については以上で終わりたいと思います。
議長	次に、報告第3号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局より報告第3号の説明をいたします。
事務局	報告第3号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告いたします。案件は、議案書1ページの1件でございます。書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第3号について、説明を申し上げました。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第3号については以上で終わります。
議長	次に、報告第4号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。事務局より報告第4号の説明をいたします。
事務局	報告第4号「農地法第4条の規定による許可について」。農地法第4条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告いたします。案件は、議案書2ページの6月27日第24回総会で審議された1件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。なお、記載のとおり条件を付し、平成25年7月30日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	報告第4号について、説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第4号については以上で終わりたいと思います。
議長	次に、報告第5号「農地法第5条第の規定による許可について」を議題といたします。事務局より報告第5号1番と2番の説明をいたします。
事務局	報告第5号「農地法第5条の規定による許可について」。農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告いたします。案件は、議案書3ページ、4ページの6月27日第24回総会で審議された2件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。なお、記載のとおり条件を付し、平成25年7月30日付けで許可をしております。
議長	報告第5号1番と2番について、説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	それでは、質疑がないようですので、報告第5号1番、2番については報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第6号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。事務局より報告第6号の説明をいたします。
事務局	報告第6号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」。農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されていることを確認したので報告いたします。案件は、議案書5ページの平成24年8月1日に許可をしておりました1件でございます。平成25年6月17日付けで完了報

	<p>告を受理し、7月24日の現地調査で農地として復元されていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第6号について、説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第6号については報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、報告第7号「農地基本台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。事務局より報告第7号の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第7号「農地基本台帳整備に係る現況地目の確認について」。農地基本台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、農地、採草放牧地以外と確認したので報告いたします。案件は、議案書6ページの1件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。7月24日の現地調査で農地、採草放牧地以外と確認いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第7号について、説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第7号については報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について」を議題といたします。議案第1号について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第1号1番について議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>この案件につきましては、申請人が農家住宅の建設を目的に農用地区域からの除外を求めるものとなっております。今月24日に現地調査を行っております。除外の要件につきましては、全て要件を満たしていると考えておりますので、よろしくご審議の程お願いいたします。</p>
議長	<p>議案第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。農家住宅の建設については「特に問題がない」ということでよろしいですか。</p> <p>【異議なしの声】</p>

議長	異議がありませんので、議案第1号は「特に問題なし」と答申することに決しました。
議長	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第2号1番について、説明をいたします。
事務局	【議案第2号1番について議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
21番	去る7月24日、香西委員、高橋委員、事務局とで現地を確認しましたが、周辺農地への影響はないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第2号1番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第2号2番について、事務局から議案の説明をいたします。
事務局	【議案第2号2番について議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
18番	去る7月24日、香西委員、高橋委員、事務局とで現地を確認しましたが、周辺農地への影響はないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号2番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第2号3番について、事務局から議案の説明をいたします。

事務局 【議案第2号3番について議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、別添調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

8番 去る7月24日、香西委員、高橋委員、事務局とで現地を確認しましたが、周辺農地への影響はないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号3番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第2号4番について、事務局から議案の説明をいたします。

事務局 【議案第2号4番について議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、別添調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

21番 この案件につきましては、去る7月24日、香西委員、高橋委員、事務局とで現地を確認しました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号4番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第2号5番、6番について、事務局から議案の説明をいたします。

事務局 【議案第2号5番から6番について議案書をもとに朗読】

事務局 これらの案件は、別添農地法第3条調査書5ページから6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。なお、農事組合法人オーシャンリンクにつきましては、大樹町を所在地とする農業生産法人であります。農地法3条許可申請及び内容審査にあたりまして申請書の添付書類及び法人所在地である大樹町農業委員会に対し耕作権等を有する農地又は採草放牧地に係る情報提供依頼等を実施し、経営農地を所有している旨の回答を受けておりますことから、農業生産法人としての要件を満たしていることを確認済みであります。以上で議案の朗読と説明を終わります。

13番 議長。

議長 はい。

13番 5番と6番の案件なのですが、10a当たり1,000円だとすると総額が5,900円になると思うのですが。面積と単価はどちらが正しいのか。

議長 暫時休憩をいたします。

(14時17分から14時19分まで休憩)

議長 休憩を解きます。それでは説明をもう一度いたします。

事務局 大変申し訳ありません。5番と6番の案件につきましては年額の記載の誤りでありまして、59,000円、62,000円とあるのを5,900円、6,200円と訂正頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 高橋委員よろしいでしょうか

13番 はい。

議長 それでは地区担当農業委員から、補足説明をお願いいたします。

9番 この案件につきましては、去る7月24日、小原委員、齊藤委員、事務局とで現地を確認しております。周辺農地への影響はないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号5番、6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号5番と6番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第2号7番について、説明をいたします。

事務局 【議案第2号7番について議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、別添調査書7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

22番 この案件につきましては、親から子への使用貸借による経営移譲です。周辺農地への影響はないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号7番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第2号8番について、事務局から議案の説明をいたします。

事務局 【議案第2号8番について議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、別添調査書8ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当農業委員から、補足説明をお願いいたします。

14 番	この案件につきましては、後継者への生前一括贈与での所有権移転でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第2号8番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第3号1番について、事務局から議案の説明をいたします。
事務局	【議案第3号1番について議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、倉庫の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
21 番	去る7月24日、香西委員、高橋委員、事務局とで現地を確認しましたが、周辺農地への影響はないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第3号1番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第3号2番について、事務局から議案の説明をいたします。
事務局	【議案第3号2番について議案書をもとに朗読】

事務局	<p>この案件は、格納庫の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添審査表に記載されているとおりでございます。よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>それでは地区担当農業委員から、補足説明をお願いいたします。</p>
18番	<p>この案件につきましては、去る7月24日、香西委員、高橋委員、事務局とで現地を確認しましたが、周辺農地への影響はないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございますのでよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第3号2番は原案のとおり決しました。</p>
議長	<p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第4号1番について、説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>この案件は、砂利採取を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は期間1年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障はないため問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添審査表に記載されているとおりでございます。また、申請業者は過去に町内での実績があることを確認しております。よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>それでは地区担当農業委員から、補足説明をお願いいたします。</p>
5番	<p>この案件につきましては、去る7月24日、香西委員、高橋委員、事務局とで現地を確認しましたが、周辺農地への影響はないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第4号2番について、説明をいたします。

事務局 【議案第4号2番について議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は期間1年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障はないため問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添審査表に記載されているとおりでございます。また、申請業者は帯広市での実績があることを確認しております。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

12番 この案件につきましては、去る7月24日、香西委員、高橋委員、事務局とで現地を確認しましたが、周辺農地への影響はないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございますのでよろしくお願ひします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号2番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第4号3番について説明をいたします。

事務局 【議案第4号3番について議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、倉庫の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添審査表に記載されているとおりでございますのでよろしくお願ひします。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

11番 この案件につきましては、去る7月24日、香西委員、高橋委員、事務局とで現地を確認しましたが、周辺農地への影響はないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願ひします。

議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号3番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第4号4番について、説明をいたします。

事務局 【議案第4号4番について議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、農機具庫の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添審査表に記載されておりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは地区担当農業委員から、補足説明をお願いいたします。

23番 この案件につきましては、去る7月24日、向井委員、小原委員、事務局とで現地を確認しましたが、周辺農地への影響はないと考えております。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号4番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第4号5番について、説明をいたします。

事務局 【議案第4号5番について議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、格納庫の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添審査表12ページに記載されておりでございます。よろしくお願いいたします。

議長	それでは地区担当農業委員から、補足説明をお願いいたします。
9 番	この案件につきましては、格納庫等の建設に伴う農業用施設整備を目的とした転用でございます。去る7月24日、齊藤委員、小原委員、事務局とで現地を確認しましたが、周辺農地への影響はないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号5番は原案のとおり決しました
議長	次に議案第5号「現況証明について」を、議題といたします。議案第5号1番について、説明をいたします。
事務局	【議案第5号1番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
7 番	この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。去る7月24日、香西委員、高橋委員、事務局とで農地・採草放牧地以外ということで確認をいただいております。よろしくをお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第5号2番について、説明をいたします。
事務局	【議案第5号2番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当農業委員から、補足説明をお願いいたします。

24 番	この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。去る7月24日、香西委員、高橋委員、事務局とで農地・採草放牧地以外ということで確認を頂いております。よろしく願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号2番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第5号3番について、説明をいたします。
事務局	【議案第5号3番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当農業委員から、補足説明をお願いいたします。
22 番	この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。7月24日、香西委員、高橋委員、事務局とで農地・採草放牧地以外ということでご確認を頂いております。よろしく願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号3番は原案のとおり決しました。
議長	案件は以上であります。これをもちまして、第25回農業委員会総会を閉会します。

上記の会議の顛末を記たことに相違ないことを証明するためにここに署名、押印する。

議事録署名委員

1 番 印

2 番 印

議長 印